

# 了鳥取県公報

平成15年9月5日(金) 第7516号

每週火·金曜日発行

次 目

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (548) (協働推進室)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (549) (福祉保健課)	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (550) (障害福祉課)	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (551) (長寿社会課)	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (552) (経済交流課)	3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (553) (耕地課)	5
	保安林の指定予定 (554) (森林保全課)	5
	保安林の指定の解除予定 (555) (")	6
	海面における漁業の免許 (556) (水産課)	6
	小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (557) (〃)	10
	開発行為に関する工事の完了 (558) (都市計画課)	10
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (58)	
教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (21) (文化課)	11
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	
	一般競争入札の実施 (病院局総務課)	14

# 鳥取県告示第548号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当す る青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善

指定番号	種	別	図	書類	
相处田与	作里 万山	נימ	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
6049	雑誌その他の	の他の		雑誌	株式会社竹書房
6948	刊行物		月刊実話ドキュメント 2003 9月号	05267 - 9	
6949	雑誌そ	の他の	月刊アサヒ芸能 2003 9月号	雑誌	株式会社徳間書店
6949	刊行物		カリアクロ云形 2003 9月5	178901 - 09	你以去过滤問音店

# 2 平成15年9月5日 金曜日 鳥 取 県 公 報

第7516号

-		I	I			T.	l I	
	6950	雑誌その他の	Beppin School	2003	9	雑誌	英知出版	
	0000	刊行物	Boppiii Concor	2000	,	07971 - 09	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	

# 鳥取県告示第549号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	所 在 地	指定年月日
大陽堂薬局5号店	倉吉市山根415 - 4	平成15年7月1日

#### 鳥取県告示第550号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

			主たる事務所の	知的障害者居宅支	知的障害者居宅支	知的障害者居宅	
f	名	称	所在地	援事業を行う事業	援事業を行う事業	支援の種類	指定年月日
				所の名称	所の所在地		
社会	会福祉	业法人	西伯郡西伯町大	グループホームひ	西伯郡西伯町大字	地域生活援助	平成15年8月27日
祥和	和会		字福成3293	まわり	西町43		十八15年6月27日

# 鳥取県告示第551号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名 (名称及び代表者	住所 (主たる事務所	居宅介護支援事業を	居宅介護支援事業を	指定年月日
の氏名)	の所在地)	行う事業所の名称	行う事業所の所在地	
株式会社吉田一陽堂薬	鳥取市戎町413	吉田一陽堂指定居宅	鳥取市栄町708	平成15年8月20日
局		介護支援事業所		
代表取締役 吉田健				

### 鳥取県告示第552号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 境港やよいデパート 境港市元町1825
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 変更後 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 変更前 午前9時45分から午後8時15分 変更後 午前9時45分から午後10時
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 変更前

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗 有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗 有限会社千鳥書房 島根県松江市殿町383 代表取締役 山崎比呂志 有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島360-5 代表取締役 内村正己 有限会社ながさこ 島根県松江市天神町114 代表取締役 長廻和助 有限会社モリワキ 米子市東福原五丁目3-41 代表取締役 森脇賢太郎 株式会社サンセー 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己 エビス薬品株式会社 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 長田孝道 有限会社リビングストアー 米子市角盤町六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗 有限会社グルメ食品 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 山根博 株式会社ヤング 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 清山操 有限会社メガネのウエダ 米子市福市461 - 13 取締役社長 植田礼子 有限会社研スポーツ 境港市元町1825 代表取締役 難波研一 有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目 5 代表取締役 安岡菊枝 有限会社高橋カメラ店 鳥取市興南町111 代表取締役 柏原賢司 協同組合やよいデパート 米子市角盤町一丁目168 理事長 内村正己 変更後

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島二丁目 2 - 50 代表取締役 内村正己有限会社モリワキ 米子市東福原五丁目 3 - 41 代表取締役 森脇賢太郎株式会社ナガタ 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 長田孝道有限会社グルメ食品 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 山下幸福有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目 5 代表取締役 安岡菊枝

株式会社やよい 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己

3 変更年月日

平成15年8月16日

4 届出年月日

平成15年8月8日

- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者 有限会社梅林商店 代表取締役 梅林哲朗 米子市東福原六丁目12-40
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4.613㎡
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 172台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 79台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 246.3㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 43.5㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 3か所
      - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時30分から午後7時30分まで
- 6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年9月5日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議 所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

# 鳥取県告示第553号

日野郡日野町黒坂351 - 1遠藤江美子ほか4人が共同して行う土地改良事業に係る袋尻地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類
  - 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間平成15年9月5日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
  - 日野町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第554号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の 規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 日野郡日南町下阿毘縁字安右衛門谷尻リ1801から1805まで、字熊岩谷山1806の5
- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第555号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字桝水高原1069の50 (次の図に示す部分に限る。)、1069の126から1069の128まで、1069の130、1069の131、1069の133から1069の135まで、岩立字桝水高原4の38、4の39、12の219、12の220

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第556号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定に基づき、海面における漁業の免許を平成15年9月1日したので、次のとおり告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1(1) 免許番号 海共第1号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

共有者 岩美郡岩美町大字田後68

田後漁業協同組合

岩美郡福部村大字岩戸122 - 8

福部村漁業協同組合

(3) 免許の内容

平成15年8月1日鳥取県告示第493号 (海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。) 1(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで
- 2(1) 免許番号 海共第2号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示2(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

- 3(1) 免許番号 海共第3号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

共有者 東伯郡北条町弓原334

中部漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示3(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで
- 4(1) 免許番号 海共第4号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡北条町弓原334

中部漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示4(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、 袋網部の標識には1本のさおに赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の 標識には赤色旗を用いるものとする。

ただし、夜間にあっては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 5(1) 免許番号 海共第5号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

代表者 鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

共有者 東伯郡赤碕町大字赤碕1735

赤碕町漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示5(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで
- 6(1) 免許番号 海共第6号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

米子市漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示6(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで
- 7(1) 免許番号 海共第7号

(2) 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

米子市漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示7(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 8(1) 免許番号 海共第8号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示8(1)のとおり

- (4) 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで
- 9(1) 免許番号 海共第9号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示9(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 10(1) 免許番号 海区第1号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

岩美郡岩美町大字田後68

田後漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示10(1)のとおり

(4) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。

- イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 11(1) 免許番号 海区第2号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示11(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 12(1) 免許番号 海区第3号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡赤碕町大字赤碕1735

赤碕町漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示12(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 13(1) 免許番号 海区第4号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

東伯郡赤碕町大字赤碕1735

赤碕町漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示13(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 14(1) 免許番号 海区第5号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示14(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 15(1) 免許番号 海区第6号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示15(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで
- 16(1) 免許番号 海区第7号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称

鳥取市賀露町西四丁目1806

鳥取県漁業協同組合

(3) 免許の内容

免許内容告示16(1)のとおり

- (4) 制限又は条件
  - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあっては灯火による標識によるものとする。
  - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 平成15年9月1日から平成20年8月31日まで

#### 鳥取県告示第557号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業(総トン数10トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。)に係る許可(平成14年3月15日付鳥取県告示第149号(小型いかつり漁業に係る許可の申請期間について)に定める申請期間中に行われた申請に係る許可を除く。)の申請期間を平成15年9月8日から同月12日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

## 鳥取県告示第558号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により 告示する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 開発許可の年月日及び番号
  - 平成15年4月10日鳥取県指令都計30第31号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
  - 八頭郡郡家町大字下門尾字硝ノ上及び沖向地内 (第2工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 鳥取市南吉方一丁目52

森本興産株式会社 代表取締役 森本美明

# 70 40 7K 42 TX

# 選挙管理委員会告示

# 鳥取県選挙管理委員会告示第58号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,841

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数 148,668 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 39,041 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 37,174 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 13,145 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 10,063 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 6,993

八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 13,590 気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 6,052 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 18,178

日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 5,738

西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

# 教育委員会告示

14.031

#### 鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例 (昭和34年鳥取県条例第50号) 第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年9月5日

鳥取県教育委員会委員長 髙 多 彬 臣

#### 彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造蔵王権現立像	1軀	正善院	東伯郡三朝町大字三徳1013	東伯郡三朝町大字三徳1013

# 調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月5日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 ノート型コンピュータ 138台

イ 購入物品 ソフトウェア

ライセンス数138

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年12月1日から平成19年11月30日まで

(4) 納入期限

平成15年11月28日 (金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)ア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成15年9月5日(金)から同年10月17日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

- 4 入札手続
  - (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7615

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の場所で交付する。
- (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年10月17日 (金) 午後1時30分 (ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成15年10月16日 (木) 午後5時までとする。)

鳥取県庁第3会議室 (鳥取県庁本庁舎地下1階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年10月7日 (火) 正午までに提出しなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年鳥取県規則第106号。以下 「調達手続特例規則」という。) 第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

第7516号

(1) Nature and quantity of the products

138sets of notebook - type computers to be leased

138sets of softwares to be purchased

- (2) October 7, 2003 12:00 AM: Time limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 17, 2003 1:30 PM: Time limit for submission of tenders

October 16, 2003 5:00 PM: Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL: 0857 - 26 - 7615

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月5日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品の名称及び数量

マルチスライス式コンピューター断層撮影装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年12月19日 (金)

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号 (物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有すること。
- (3) 平成15年9月5日(金)から同年10月17日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 薬事法 (昭和35年法律第145号) 第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

#### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度係

電話 0858 - 22 - 8213

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年9月5日(金)から同年10月10日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年10月17日 (金) 午後2時 (郵便による入札書の受領期限は、同日正午) 鳥取県立厚生病院 中会議室 (本館3階)

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な 書類を、4の(1)の場所に平成15年10月10日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号) 第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multi detector computed tomography scanner, 1 Set
  - (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 10, October, 2003
  - (3) Date and time for tender submission: 2:00 PM 17, October, 2003

Deadline for the submission of tenders by registered mail: 0:00 PM 17, October, 2003

	ty Management D Kurayoshi - shi, To		, Tottori Prefectura - 22 - 8213	I Kousei Hospita

第7516号

16 平成15年9月5日 金曜日 鳥 取 県 公 報